

地域医療構想にかかる都道府県間調整（流出入の協議）について

【結 果】

全ての区域・医療機能について、「医療機関所在地ベースでの医療需要」で推計。

[参 考] 関係都県との協議内容（上段は本県から相手県への協議内容，下段は相手県から本県への協議内容）
太枠囲みが両県の協議が調わない箇所→厚生労働省医療計画課長通知により「医療機関所在地ベースでの医療需要」で推計。

区 分		栃木県	千葉県	埼玉県	東京都	福島県	
必 要 病 床 数 推	高度急性期	医療機関所在地	医療機関所在地	—	—	—	
		医療機関所在地	医療機関所在地				
	急性期	医療機関所在地をベースに調整※	医療機関所在地	医療機関所在地	医療機関所在地	医療機関所在地	医療機関所在地
		医療機関所在地	医療機関所在地	流出入を各県1/2ずつ計上	医療機関所在地	調整しない	
	回復期	医療機関所在地をベースに調整※	医療機関所在地	医療機関所在地	医療機関所在地	医療機関所在地	医療機関所在地
		医療機関所在地	医療機関所在地	流出入を各県1/2ずつ計上	医療機関所在地	調整しない	
	慢性期	医療機関所在地	医療機関所在地	医療機関所在地	医療機関所在地	医療機関所在地	医療機関所在地
		医療機関所在地	医療機関所在地	流出入を各県1/2ずつ計上	患者住所地	調整しない	
	推計の見直し		患者の受療動向の具体的変化が明らかになった場合は、見直しについて協議に応じる。	必要に応じて、地域医療構想の追記や削除、修正等を行い、より実効性のある地域医療構想への発展を目指す。	検討中	医療提供体制の変更等により、患者流出入への影響が発生した場合には、再度協議して定める。	* 福島県と国の調整結果を踏まえ、調整を予定。

※栃木県に対して、筑西・下妻区域について、新中核病院等の設置による流出患者の戻り分を必要病床数推計に反映することを申し出。

○福島県が都道府県間調整をしないとする理由

- ・ガイドラインで示された基準（流出入のいずれかが概ね20%又は1,000人を超える場合）に該当する流出入がないこと。
- ・原発事故の影響により、多数の県民が県外避難をしている状況を踏まえた調整方法となっていないこと。